

「(仮称) クリーンエナジー会津若松風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、クリーンエナジー合同会社が、福島県会津若松市において、最大で出力20,000kWの風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和3年10月閣議決定）では、2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについては、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むこととしている。そのため、風力発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

本事業については、対象事業実施区域の周辺に複数の住居が存在している。

また、対象事業実施区域の周辺には、サシバ、ノスリ等の渡りの飛翔が確認されているほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカの営巣が複数確認されている。

しかしながら、猛禽類の調査及び鳥類の渡りの調査において、風力発電設備の設置を予定している箇所周辺の尾根の視野が十分確保されていないことに加え、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているイヌワシの飛翔の確認情報がある。加えて、クマタカについて、予測における行動圏の内部構造の解析並びに解析結果を踏まえた評価及び環境保全措置の検討について環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載されておらず、鳥類への影響の調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討が十分とは言い難い。

さらに、対象事業実施区域及びその周辺は、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく水源かん養保安林及び「国有林野における緑の回廊の設定について」（平成12年12林野経第10号）に基づき設定された「会津山地緑の回廊」に重なり、「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）において絶滅危惧Ⅱ類に分類されているスナヤツメ類、ミズスマシ等の重要な動物の生息及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたジュウモンジシダーサワグルミ群集の存在が確認されている。一方で、本準備書では、生息・生育地の改変の有無が明確に記載されておらず、調査及び予測結果に対する環境保全措置の整合性が取れていないなど、植物及び生態系への影響の予測及び評価について不十分な点がある。

加えて、本準備書では、各環境影響評価項目における調査、予測及び評価に係る記載について誤り、不整合が多数あり、環境影響評価の透明性及び正確性が十分に確保されていない。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、保安林、緑の回廊等に係る関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。そして、評価書作成までに準備書の記載内容を適切に精査し、修正した上で、修正内容を公表すること等により、環境影響評価の透明性及び正確性を確保するとともに、関係機関等に対して明確な説明を実施すること。さらに、評価書作成に当たっては、正確なデータに基づいた予測及び評価の結果並びに追加で実施した調査、予測及び評価の結果を適切に反映し、それらの内容について地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、地域全体の環境影響の低減を図るため、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有すること。

(3) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音及び風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在している。本事業の実施による工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴う騒音については、事業者が参考とした環境基準値は超過しないものの、現況値から大きく増加すると予測されている。また、風力発電設備の稼働に伴う風車の影については、事業者が

参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過しているが、遮蔽物により影響は低減されると予測されている。

このため、工事の実施に伴う騒音及び風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、防音・防振対策、工事工程の調整等の環境保全措置を講ずることにより、騒音による環境影響を極力低減するとともに、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音及び風車の影による生活環境への影響が生じる住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域の周辺には、サシバ、ノスリ等の渡りの飛翔が確認されているほか、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカの営巣が複数確認されている。しかしながら、猛禽類の調査及び鳥類の渡りの調査において、風力発電設備の設置を予定している箇所周辺の尾根の視野が十分確保されていないことに加え、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているイヌワシの飛翔の確認情報がある。加えて、クマタカについて、予測における行動圏の内部構造の解析並びに解析結果を踏まえた評価及び環境保全措置の検討について準備書に記載されておらず、鳥類への影響の調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討が十分とは言い難い。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア クマタカのペアごとに、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年環境省）を踏まえ、営巣中心域、高利用域、好適採食地等の推定等、行動圏の内部構造の解析を実施すること。行動圏の内部構造の解析の際は、解析に用いる飛翔、繁殖行動等のデータ、それらを得た調査手法等について専門家等に明示的に説明した上で、得られた助言を踏まえ、必要に応じて追加的な調査を行うこと。

イ クマタカについて、行動圏の内部構造の解析等の結果を踏まえ、改めて評価を行うとともに、適切に環境保全措置を検討すること。その際、営巣中心域と重複する配置又は営巣木から好適採食地への移動経路を分断する配置の風力発電設備が存在した場合には、専門家等からの助言を踏まえ、設置の取りやめや配置の変更を含む追加的な環境保全措置を検討すること。

ウ クマタカの繁殖活動への影響が懸念されることから、営巣期においては、高利用域における風車敷、道路等の建設、大規模な森林伐採等の工事を回避するなどの環境保全措置を講ずること。また、クマタカの飛翔状況及び繁殖状況に係る事後調査を適切に実施し、繁殖の放棄等の重大な影響が認められた場合には、専門家等からの助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

エ 猛禽類の調査及び鳥類の渡りの調査において視野が十分確保されていないことに加え、鳥類の風力発電設備への衝突、移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後の渡り鳥の渡りの季節、時間帯等における飛翔状況調査及び稼働後のバードストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

オ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合には、その確認位置、損傷状況等を記録するとともに、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 植物及び生態系に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、森林法に基づく水源かん養保安林及び「国有林野における緑の回廊の設定について」に基づき野生生物の移動経路の確保等のために設定された「会津山地緑の回廊」に重なっており、ミズナラを中心とした広葉樹二次林が形成されている。また、準備書の現地調査において、対象事業実施区域及びその周辺では、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたジュウモンジシダーサワグルミ群集の存在に加え、クマタカを始めとした希少猛禽類、「環境省レッドリスト 2020」において絶滅危惧Ⅱ類に分類されているスナヤツメ類、ミズスマシ等の重要な動物の生息が確認されている。

一方で、準備書では、重要な動植物への影響について、生息・生育地の改変の有無が明確に記載されておらず、調査及び予測結果に対する環境保全措置の整合性が取れていないなど、植物及び生態系への影響の予測及び評価について不十分な点がある。

このため、本事業の実施による重要な植物群落及び生態系への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 風力発電設備及び工事用道路の設置に当たっては、植生自然度が高い群落及び重要な動植物の生息・生育地について現地の状況を改めて確認の上、それらの改変を回避又は極力低減すること。

イ 関係機関と調整の上、専門家等からの助言を得て、「会津山地緑の回廊」の設定方針及び評価項目を参考に、対象事業実施区域及びその周辺に生息する動植物への影響の予測及び評価に必要な追加調査を実施すること。また、追加調査の結果を踏まえ、重要な動植物の生息・生育地となる沢等

の分断の回避、構造物による動植物の移動経路の分断の回避等の適切な環境保全措置を検討し、検討経緯及び検討結果について評価書に記載すること。